

第3回三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会

議 事 錄

日時：令和7年12月24日(水) 10:00～12:00
場所：JA三重健保会館 3階 大研修室(web併用)

1 第2回あり方検討会、及び第3回連絡調整会議の意見について

別紙1のとおり

2 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

別紙2のとおり

3 その他

・第3条「禁止行為」、第4条「占用許可」、第13条「即時強制」、第15条～第19条「罰則」について資料の方向性で進めていきます。

・第4回あり方検討会は令和8年2月を予定しています。

別紙1

清野委員:環境分野は、防災と比べて事例解析が弱く進展が遅れている。

「美しい海」、「環境」、「景観上」、「公衆の一般的な利用」、「公益」等の定義が難しい部分や、有識者の意見を聞くとなった際に有識者の範囲をどうするかについて調整し、条文を読んだ人が分かりやすいようにすると良い。

事務局:条例ではそこまで反映できていないのは確かなところ。

清野委員:船が置かれていることについて、行政は不法工作物と認識していても、一般住民はふるさとの景色だから不法工作物ではないとされるケースがあり、定義が難しい。判断基準や価値観について多くの意見を聞き協議して決めていく場があれば良いと思う。

事務局:港湾法・海岸法を含め、海や川について、放置船対策会議で検討する。

環境部局にも参加していただく予定。

清野委員:環境部局は条例の制定に関わっているか。

事務局:一般海域管理条例連絡調整会議では環境部局も参加している。

三浦委員:三重県の海は表彰を受けていることや内閣府のモデルケースになっていることから、地域の方が気づいていない三重の海の環境のすばらしさを精査し、何が評価されているかを理解した上で、その保護を目的とした条例の仕組みを検討した方が良いと思った。

放置船対策から始まり生態系保全へ広げていくので、今回の条例に組み込むのは難しいかもしれないが、それだけの価値がある海というのが一般的の評価だと思う。

三浦委員:所有者が判明している船舶・不明な船舶に関わらず、即時執行を行うことができる規定を設けるのか。

事務局:その通り。

三浦委員:いずれにせよ所有者の特定から始まると思うが、所有者の特定・調査はどのように行うのか。

事務局:日本小型船舶検査機構や水産資源管理課が船舶登録の情報を保有しているので照会し特定・調査する。

しかし、所有者が死亡し相続されていない場合や船舶登録と異なる人へ譲渡した場合がある。この場合、船舶登録されている人を所有者とみなし、警告等をすることになると考えている。

三浦委員:東京都では指導を行い、これに従わない場合に警告を行う。警告という名称だが命令等の行政処分ではなく指導の延長になる。

三重県では指導は省略し、いわゆる勧告から行うという書き方か。

事務局:その通り。指導も行うが条例では警告から始める書き方にする予定。

清野委員:三重県において、船舶登録等を公的機関に届け出ることを義務付け、未登録の船舶は所有者不明として扱うなどの制度を設けてはどうか。

事務局:そのような仕組みについて検討しているが、県外から持ち込まれる船舶も多数あり、三重県だけでは解消が難しい現状である。

今後、国へ要望していきたいと考えている。

清野委員:船舶登録等で所有者の追跡ができないものについて、一定期間以上置いてある場合は、県外から持ち込まれた場合でも放置船として扱うのはどうか。

事務局:放置船となる期間を明らかにすべきだとは思うが、長期間置かれていても適切に管理されている場合があると思われるので、期間だけで決めるのは避けた方がよいと考えている。

指導等を踏まえて撤去をさせるか、あるいは適切な管理を行うよう促すべきだと考えている。

清野委員:海岸法第23条の2では協議会の規定があり、首長がリーダーとなり合意形成を行うことができるとされているので、協議のやり方や手順が参考になると思う。

また、千葉県では海岸保全基本計画の中で、基礎自治体が海岸つくり会議を行うことができるとされており、一般住民を含めた利害関係者と話しができる仕組みを作っている。

清野委員:「放置」の定義について、空き家が参考になると思う。

空き家についても「放置」の定義が議論になっている。

1年に1度は届出や連絡をしてもらうなどの簡素な手続きでも良いので、仕組みがあった方が良いと思う。

植地委員:船舶の処理費が負担になるので、放置船の問題が起きていると考える。

条例により県が処分するということになると、故意に所有者不明な船にする人が現れると考えられるが、どのように対処するのか。

事務局:積極的に即時執行や行政代執行により処分するのではなく、あくまで最終手段として条例により行うことができるという立て付けにしたいと考えている。禁止行為や放置等禁止区域、港湾法・海岸法と同等の罰則規定を設けることにより持ちこまれにくい体制を作ることが条例制定の趣旨である。

植地委員:条例の名称について、海を利用する側からすると、はっきり内容の分かれる名称が良いと思う。

葛葉会長:あまり広い名前になると新たに別の条例を作る際に支障になる場合があるのでは。

別紙2

三重県警:「放置」の定義を明記する予定はあるか。

罰則(直罰)が設けられているので、何をもって放置と認められるのかが非常に重要になってくる。

事務局:定義する予定はないが、指導し、期限を設けて警告を行った上で従わない場合は「放置」という扱いになるかと思われる。

また、直罰の規定はされているが、「放置」からすぐに罰則適用することは難しいと思われる。

三重県警:警告に従わなかった場合を「放置」とすれば、行政から指導していただくことが条例の原則になる。例えば、漁業関係者や地元住民等が防災や景観上等の理由から告訴状を提出した場合、行政から指導・対応していくことになるので警察では対応できないと言うのは、直罰がある以上できないので、このあたりの整理が必要かと思われる。

事務局:「放置」について再度検討する。

港湾法・海岸法では「放置」の定義はされていない。

また、岡山県では船舶すべてに占用許可を求めており、許可が取れない船舶は放置船として扱うと思われる。

三重県では自由使用を阻害してしまうということから船舶に対し占用許可は求めない。

三浦委員:基本的には、放置等禁止区域を設定するということは、そこに許可なく係留された時点で定義上は放置船となる。ただちに無条件で撤去するわけではなく、警告を行い、これに従わない者について罰則適用することになる。この場合、警告に拘束性が出るため行政処分扱いと特に公権力の行使とみられる可能性がありおかしな話になる。

刑事罰として刑事訴訟法の手続に乗せるほか、地方自治法第14条3項の過料(5万円以下)で対応することも手段の一つと考えられる。

清野委員:養殖いかだが倒産や高齢化により置きっぱなしにされていて漂流する事例が九州ではある。これが台風により施設に損害を与えたり、防災上の支障になることがあるので、条文の中で管理されているかどうかについての指標や定義はあったほうが良いと考えている。

また、自分では処分したと思っている人が漂流させたときに、どこまで責任をとつもらうのかといった内容を条例の附属資料に入れると現場的には参考になると思う。

清野委員:陸上から海域へ流出した場合も条例の対象になるのか。

事務局:対象となる。

海域から陸上へ移動した場合も、それぞれ所管の法律で対応する。

植地委員:養殖いかだは基本的には個人の所有物であり、廃業された方が亡くなっていたり、潰れたりして廃棄が中々進まない現状にある。

事務局:養殖いかだについても、撤去できる要件として、放置等禁止区域内であることに加え、放置等禁止物件に指定されていることが必要となる。個々に開催する放置船対策推進会議において議論を進めていく。

三重県警:参考資料の第4条で原状回復を命ずることができると規定されているが、従わない者に対し罰則を適用するのか。

事務局:検討する。

三浦委員:65頁について、放置等禁止区域内に放置されているということは、それ自体で管理上支障があると思われるが、管理上支障が無い場合はあるのか。

事務局:おっしゃる通り、放置等禁止区域内に放置されていて管理上支障が無い場合は現実的には考えられない。

三浦委員:適法な工作物について即時執行や代執行を加えるパターンについて、どのような場合を想定されているのか。

事務局:台風等で破損した場合や許可した当初の機能がない場合、老朽化などを想定している。

清野委員:72頁について、海岸法では目的に「公衆の」が入っている。「公衆の」を入れると、地元の中だけでなく、より広く一般の県民の立場からの意見を取り入れができるようになるのでは。

事務局:国交省へ確認するが、港湾法では「公衆の」は入っていない。

清野委員:港湾法と海岸法における関係者や人工公物や自然公物では違うみたいなのでご確認いただければと思う。

三浦委員:89頁「⑭立入検査等」について、任意の行政調査で強制力はないが、合理的な理由なく拒否すると罰則が適用されるというのが定石である。これは間接的に立入調査に応じてもらうための仕組みだと思われるが、71頁(第14条)では、単に立入検査を拒んだ場合でも罰則が適用されてしまうので、「合理的な理由なく拒み…」という文言にしたほうがよい。

事務局:検討する。

三浦委員:一般海域の沖合範囲はどこまでか。

事務局:一般海域は沿岸国の主権が及ぶ範囲の12海里を想定しているが、条例で規定する予定はない。

12海里というのは条例で明記した方がよいのか。

三浦委員:おっしゃる通り、一般的に、一般海域は領海(12海里)だと思われる。EZ(排他的経済水域)も含まれるとは考えにくい。

清野委員:海底は国土交通省大臣が管理するが、水面や水については誰が管理し

ているのか。

事務局:一般海域は、県が国有財産として管理するという通知が国から出されている。

清野委員:具体的に一般海域の何を県が管理することになっているのか。

包括的にすべてを県が管理することになっているのか。

三浦委員:国有財産法に基づく県の管理というのは、海底地盤の使用収益の事務にほぼ限られる。(国有財産法第18条第6項)

国有財産といつても海底地盤だけを意味しており、これ以外の部分については国有財産法でも対応ができない。

条例を被せるとなると、国有財産法の管理から脱却して、各都道府県が海底地盤や海中、水面の管理権をもつということになる。

三浦委員:以前は、国有財産である海について、法律が無い中で、自治体が条例に基づき管理していたが、建設省からどのような権限があつて条例を作っているのかと異議があった。仮に沿岸海域管理法という法律ができ、管理権を分配すれば問題ないが、現在は国有財産法という財産管理法で対応しているので問題になっている。

里道(道路法の適用外)や普通河川(河川法の適用外)については、地方分権改革の際に国が自治体へ無償譲渡するという手続きをとり、名実ともに自治体が管理権を持つということになったが、海だけ管理権が移されていない。

その他

事務局: 第3条「禁止行為」、第4条「占用許可」、第13条「即時強制」、第15条～第19条「罰則」について資料の方向性で今後進めていきますがよろしいか。

委員: 異議なし

葛葉会長: 要検討の部分はあったが、方向性はご説明いただいた内容で確定する。